

## 行政効率化推進計画

平成16年6月15日  
行政効率化関係省庁連絡会議  
平成17年6月30日改定

昨年2月5日に、行政の無駄を省き、「簡素で効率的な政府」を実現するため、内閣に行政効率化関係省庁連絡会議（以下、当連絡会議）を設置し、総理の指示を受け、同6月15日には、納税者の視点に立って、有識者やさらに直接国民の声を聞くなどの工夫をしながら、各府省毎に作成した行政効率化推進計画を当連絡会議において取りまとめたところである。

その後、各府省において、同計画を概算要求、機構・定員及び予算執行に反映すべく取組を続ける中で、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、行政効率化の推進についての決定があり、また、本年1月31日には、17年度予算の決定を受け、同計画の取組実績を公表している。

今般、上記閣議決定に基づき、各府省においては、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議」を開催し、前年度までの行政効率化推進計画の実施状況、会計検査院の検査報告、総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告等、財務省の予算執行調査などを踏まえ、次年度以降取り組むべき行政効率化策を議論し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行ったところである。

これを受け、政府が一丸となって行政効率化に向けた当面の取組を着実に遂行するために、それぞれ改定された、これら各府省別の行政効率化推進計画を当連絡会議において取りまとめる。

### 1. 基本的考え方

我が国の行政については、危機的な財政事情の下で、国際化、IT化、少子高齢化等の社会の変化に対応した新たな行政ニーズが着実に増大し、同時に、行政サービスの質的向上も求められている。

他方、民間においては、90年代末以降、徹底した経費節減への取組みを強化してきている。

このような環境において、各府省は、納税者の視点に立って、改めて所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行い、概算要求、機構・定員及び予算執行に反映する必要がある。

なお、各府省は、所管の独立行政法人等に対しても、それぞれの取組みを参考にしつつ、効率化を進めるよう要請する。

また、各地方公共団体に対しては、自らの行政の効率化に積極的に取り組むに当たって、本計画における国の取組みも十分参考にしよう周知を図る。

## 2. 主要な取組み

各府省は、各々所管する行政の特性を踏まえつつ作成した、別添の各府省別行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進する。

関係府省に共通する主要な取組みを整理すると、以下の通りである。

### (1) 公用車の効率化

各府省の保有する公用車(運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車)について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成25年度までに約600台削減する。

職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守し、仮に補充する場合には、再任用制度を活用することとする。

また、共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。

これらの取組については、平成19年度に見直しをする。

なお、独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

### (2) 公共調達効率化

#### 1 一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進

- 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- 上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、

一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

- ・ 公共調達について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、各府省ごとに公募型指名競争入札等による調達の割合(指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合)に関する目標数値を本年末までに定め、毎年度その実施状況を公表する。(平成16年度から5年間)
- ・ 特定建設工事共同企業体(特定JV)の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。

## 2 総合評価落札方式の推進

- ・ 公共工事において、価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図る。特に、公共工事の入札に係る総合評価方式の実施に関する目標値を定めて、総合評価方式の採用を推進する。
- ・ 公共工事について、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図る。

## 3 適切な競争参加資格の設定等

- ・ 工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。
- ・ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築・活用する。
- ・ 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。
- ・ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

## 4 民間の技術力の活用

- ・ 公共工事について、VE(バリュー・エンジニアリング)方式・設計施工一括方式等を活用する。特に、各府省ごとに入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用を推進する。
- ・ 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施する。
- ・ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉

方式を試行的に実施するよう要請する。

#### 5 予定価格の適正な設定

- ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。
- ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。

#### 6 随意契約の適正な運用等

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行う。
- ・ 随意契約のうち少額随契以外のものについては、各府省のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。（公表対象範囲の拡大）
- ・ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。
- ・ 各府省の内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。

#### 7 落札率1事案への対応等

- ・ 各府省ごとに定める一定金額以上の公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないものと認めたものを除く。）について、落札率を一覧表にして公表する。
- ・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努める。（再掲）
- ・ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。
- ・ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。（再掲）
- ・ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。

## 8 国庫債務負担行為の活用

- ・ コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。
- ・ 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

## 9 その他

- ・ 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。(過剰仕様等の排除)
- ・ 電話料金の割引制度の活用を図る。
- ・ 事務用品の一括購入を推進する。
- ・ 電力供給契約の入札を実施する。
- ・ 電子入札システムの利用を図る。
- ・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。
- ・ 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。

### (3) 公共事業のコスト縮減

公共事業のコスト縮減については、平成9年度からの取組を踏まえて平成12年度に策定された「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に従い、総合的なコスト縮減について取組を実施することに加え、平成15年度からは、平成15年9月に策定された「公共事業コスト構造改革プログラム」により、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革の取組を推進することとする。

当該プログラムに基づき、事業の迅速化、計画・設計から管理までの各段階における最適化、調達最適化に向けての施策を実施し、平成14年度までの2割以上のコスト縮減(平成8年度比。物価の下落等を含む。)に加え、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して、物価の下落等を除き、15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

#### ( 4 ) 電子政府関係の効率化

##### ( 1 ) 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

各府省に共通する業務・システム(21分野)及び個別府省の業務・システム(56分野)について、民間等の先行事例も参考としつつ、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を推進する。

また、これに対応した行政の減量・効率化を進める。

##### ア．各府省に共通する業務・システム

###### 業務・システムの最適化

- ・各府省に共通する業務・システムについて、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に業務の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化計画の策定に際しては、業務処理時間や経費の削減効果(試算)を数値で明示する。
- ・すでに最適化計画が策定されている業務・システム(人事・給与等業務・システム等)については、各府省において最適化の早期かつ着実な実施を図る。

###### 行政組織等の減量・効率化

- ・内部管理業務について、最適化計画等に基づき各府省で行う定員削減等の合理化計画を可能な限り早期に策定する。特に、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務)については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。
- ・その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

##### イ．個別府省の業務・システム

###### 業務・システムの最適化

- ・旧式(レガシー)システム等個別府省の業務・システムについて、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最

適化計画の策定に際しては、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を数値で明示する。

- ・また、旧式（レガシー）システムについては、システム構成、調達方法等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

行政組織等の減量・効率化

- ・可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。特に、旧式（レガシー）システムについては、最適化計画の策定に併せて、業務・システムの最適化による定員の大幅な削減等の減量・効率化の計画を策定する。また、既に最適化計画が策定されている場合も、新システムへの実際の移行に当たって、更なる業務の見直しを行う。その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

## （２）オンライン化の推進とそれに対応した減量・効率化

### ア．オンライン化の推進

- ・各府省において、年間申請件数の多い（年間申請件数 10 万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を平成 17 年 7 月末までに「オンライン利用促進対象手続」として定め、手続の簡素化・合理化の徹底、処理期間の短縮等の具体的利用促進措置等を定めた行動計画を平成 17 年度末までのできる限り早期に策定し、業務の効率化を図る。

### イ．オンライン化に対応した減量・効率化

- ・オンライン化による減量・効率化の実をあげるため、法令に基づく全ての行政手続の 2 割以上について、手続の削減、統合、添付書類の削減・廃止・電子化等の簡素化・合理化を行う。特に年間申請件数が 10 万件以上の手続については、思い切った合理化を行う。併せて、紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。
- ・電子入札について、公共事業支援統合情報システム（CALS / EC）を始めとした情報通信技術の活用などにより、全面的な実施を推進する。

## （３）国家公務員給与の全額振込化

国家公務員給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推

進し、平成17年度末までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各府省において原則として100%の実施を目指すとともに、各府省別の実施状況を定期的にフォローアップする。

#### (5) アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通的に取り組みうる施設・設備等の管理業務(庁舎の警備・清掃、公務員宿舎の管理人業務等)、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務、文書等の梱包・発送業務等について、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。

また、PFIについては、その事業の内容に応じ、先進的な取組を行っている府省の実績を参考に、他の府省においても効率化に資する取組を積極的に検討する。

#### (6) IP電話の導入

通信費の削減を図るため、すべての府省において、IP電話を導入した場合におけるコスト分析、通信品質及び災害時の緊急通信の確保等の検証など、IP電話の導入についての検討を実施した。

農林水産省及び特許庁は平成16年度から、財務省においては平成17年度から導入を開始し、厚生労働省・環境省においては平成18年度にIP電話を導入することを目指す。

さらに、文部科学省・金融庁においては、平成20年1月の庁舎移転に向けて、IP電話の導入を検討する。

これらの省庁については、IP電話の導入に関するさらなる検討・検証を行い、それ以外の省庁については、IP電話の早期の導入に向けて、先行省庁の事例等を参考とするとともに、庁舎移転、交換機等の設備更新の時期や費用面・技術面での動向を踏まえ、引き続き、検討結果の見直し・具体化を実施し、順次導入を図る。

・平成17年度予算における削減効果	
通話料金	1,332千円 (財務省)
通話料金等	7,000千円 (特許庁)

## ( 7 ) 統計調査の合理化

時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用し易い形で国民に提供するため、次により国が行う統計調査の合理化を推進する。

### 1 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

### 2 ITの活用

調査票の配布・収集のオンライン化、既存ネットワークシステムの活用等、業務・システムの最適化による統計調査の効率的な実施及び情報通信技術を活用した結果提供の高度化を図る。

なお、業務・システムの最適化については、今年度策定する「業務・システムの最適化計画」を踏まえ、各府省において取り組む。

### 3 アウトソーシング

集計、データベースの作成・提供、実査等の統計事務のうち民間委託により対応可能な分野については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ)及び「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」(平成 17 年 4 月 8 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定)を踏まえ、早急にアウトソーシングを進める。また包括的民間委託について積極的な導入を図る。秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。

### 4 その他

類似調査の一元化、調査客体数・調査回数・調査項目の削減等により、統計調査の効率的な実施を更に推進する。

## ( 8 ) 国民との定期的な連絡に関する効率化

国民との定期的な連絡を伴う業務を行うに当たっては、利用者の利便性を常に念頭に置くとともに、業務の効率化を図るものとする。例えば、以下のような取組みを行う。

- ・ これまで書面により行われていた手続(所得税、法人税及び消費税の申告、全税目の納税及び申請・届出等)をインターネット等でも行うことができる国税電子申告・納税システム(e-Tax)により、納税者等の利便性の向上及び確定申告書の発送料金等の削減を図る。
- ・ 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーにおいて、55歳以上の者からの年金見込み額及び年金加入状況の照会を受け付けているが、本人への郵送による回答に加え、電子申請の仕組みを活用して本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を実施することにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図る。
- ・ 年金受給者の生存状況の確認(生存確認)について、現況届(はがき形式)の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。平成18年度中の実施を目指し検討を進める。

## ( 9 ) 出張旅費の効率化

- ・ 出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。

特に、昨今の国際線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。

各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。

- ・ 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。(例えば、最新の技術動向等を踏まえ、テレビミーティング等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図る。)

### ( 1 0 ) 交際費等の効率化

- ・ 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。
- ・ 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

### ( 1 1 ) 国の広報印刷物への広告掲載

国の広報印刷物については、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成17年度より広報印刷物を広告媒体として活用することにより、歳入の確保に努めることとする。

### ( 1 2 ) 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

- 1 エネルギー使用量の抑制
  - ・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での執務を促すこととする。
  - ・ O A 機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量の抑制を図る。
- 2 資源の節約
  - ・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。
  - ・ 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。
  - ・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3 Rを極力図る。

## 3 . 今後の進め方

各府省は、内閣官房、総務省行政管理局および財務省主計局と協力して、毎年予算案決定後、各府省別行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。

また、各府省は、平成18年度までを行政効率化の重点期間とし、引き続き、毎年概算要求までに、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を

含む「行政効率化推進会議」を開催し、前年度までの行政効率化推進計画の実施状況、会計検査院の検査報告、総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告等、財務省の予算執行調査などを踏まえ、次年度以降取り組むべき行政効率化策を議論し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。

なお、各府省は、当連絡会議に、各府省の「行政効率化推進会議」の議論の結果や行政効率化推進計画の見直し等を報告し、当連絡会議を通じて全省的な行政効率化に結びつける。